

きょうと福祉倶楽部だより

2015年 4号

ターミナルケア研修に参加して

先日、ターミナルケア研修に参加しました。講師はヘルパーを15年されその間に福祉の夜間大学に通い、大学院まで進まれ、現在某福祉大学の教授をされている。私たちと同じヘルパーの仕事しながら大学に通われて、その間に経験したターミナル患者の事を論文でまとめ発表されたそうです。

実際に経験されたそのお話の内容はどれもとても興味深いものでした。

その内容はターミナルをいろいろな方向から考える研修といって良いかもしれません。

それは、私たちが関わる多くの方がいつターミナルになるか判らない。ということから話は始まりその講義の途中で観た一本のVTRがとても一番印象に残りました。

住民のために骨身をおします地域医療をなさされている医師の姿をドキュメンタリー映画にしたものでした。

自宅を病室とみなすことで全村をひとつの病室と考え、
多くの村民が自宅で本人も家族も満足して
お別れしてゆく姿をみて『満足死』
という言葉彙を提唱した医師の話です。

本人が希望したとおりに死ねるというのが『満足死』。
『尊厳死』とは違う。
10人いれば10通りの死があるという。

その先生曰く

「尊厳死は他人が判断すること、満足死は自分が思うこと」

「満足な死を迎えるためには、満足な生き方をすること」と、VTRの中で説明されていました。

ご本人もかなりの高齢なのに朝5時30分に起きて上半身裸でランニングしている姿が印象的でした。

ご自身も満足死を実践されているという。

確かに尊厳死は、その言葉から厳かに落ち着いた最後を迎えるという一律的な印象があります。一方、満足死は、どんな死に方であっても最後に本人が満足して死を迎えることができればいいのだというニュアンスを感じます。

死はマニュアルどおりにはいかないのだから一人一人が異なったスタイルでよい、オーダーメイドなのだ。それでは満足死を迎えるにはどのようにしたらよいのだろうか？

先生は、満足な死を迎えるためには、自律した生活期間から死ぬまでの期間が短いほうがよいと考えています。

そのために歳をとってもできる仕事(家事でもボランティアでも)をすることを勧めておられ、病気が重く寝たきりになってしまっている方にもベッド上でできるリハビリをすることを進めておられました。寝ていると筋力が落ち病気とは違う痛みなどが出てしまうのだとか…。

仕事をしている間は、生きがいがあり心も身体も健康でいることができます。

満足死という考え方は、良いですね。

良い人生だったといいながら家族にお別れできれば最高の締めくくりになるのだろう。

思いとおりにいかないも人生ですが、どんな死を迎えたいかを自分で考えながら今を大切に生きていこうと思いました。

きょうと福祉倶楽部 西浦 由香



下流老人——億総老後崩壊の衝撃

藤田孝典 著

朝日新書 760 円＋税

夢の無いタイトルの書籍です。
ですがとても売れています。
奥付を見ると 2015 年 6 月 30 日に
初版が発行され 2 ヶ月後には 5 刷り
という驚異的な売れ行きようです。
この本のタイトルにある
「下流老人」は普通に暮らすことが
できない下流の生活を
強いられている老人を意味します。

著者、藤田さんは 1982 年生まれ。
33 歳の若者です。この若さで
NPO 法人「ほっとプラス」
の代表理事として貧困最前線に
たっています。

貧困最前線に立っているからこそ
書くことのできるこれからの高齢者の未来です。
そして、この本が売れる背景は日本国民の多くが
自分の未来を明るいものととらえていない事の表れです。
すぐに思いつくだけでも社会保障の現在は年金額の削減、診療報酬、介護報酬
のマイナス改定や施設入所の軽度者への制限など高齢者の生活に明るい兆し
は見えません。

この本に巻かれている帯には「年収 400 万でも将来生活保護レベルの暮らし
に!？」
明るい兆しは全く見えない福祉の現状と自分の収入を見たらこの帯にある言
葉は多くの人の関心を呼ぶのでしょうか。

この著書は筆者が見た下流老人の実態の紹介、そして下流老人には誰もがなり
得る事、
貧困の「自己責任論」の問題点を描き、そして下流に流されないために備えてお
くことを提言しています。



生活保護は持ち家だと受けられない?

うーん。



—いいえ、違います

介護保険の利用料の負担が重い。だから利用を制限しなきゃという
かたがいらっしゃいます。先日もそういうお宅を訪問しました。

その御夫妻の収入は年金をもらっても生活保護の基準に届きませ
ん。最低生活費を下回るのですから生活保護の受給は考えられます。
「でも、うちは持ち家だからダメでしょ」と。

いいえ、違います。

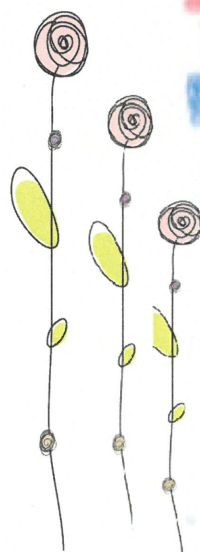
居住用の財産はよほど贅沢な家屋で無い限り保有は認めら
れます。そこに住み続けていいんです。

生活保護が受給できると国が定めた最低生活費に見たない分を支援
してもらえます。

介護保険を使っても負担が増え続けることはありません。

例外はローンの支払中のみ。それも条件を満たせば保有を認められる
場合があります。

介護サービスを使えないで重症化する前にご相談下さい。



有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824
長岡京市天神 4 丁目 7-12 ハイッ東台 101 号
TEL 075-958-2560
FAX 075-957-2808
E-mail kyoto-care@club.email.ne.jp